

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の 登録手続きに係る注意事項



手続き漏れはありませんか??【失念しがちな手続きの例】

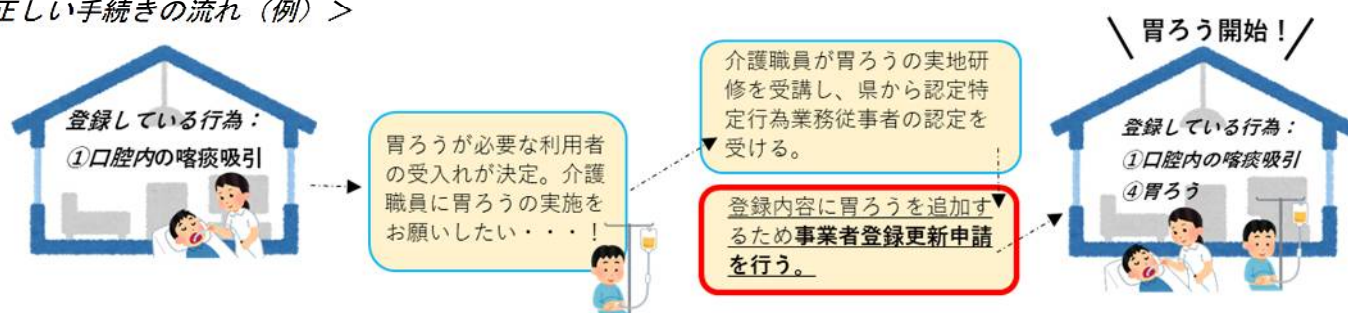
○登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請【特定行為の追加】

各事業者(事業所)で実施できる特定行為は、事前に登録を受けたものに限られます。

事業者が登録を受けていない行為については、介護職員等が県から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている場合であっても実施できません。事業者が**新たな特定行為を実施する場合は、事前に登録更新申請を行ってください。**

登録(更新)を受けないで特定行為業務を行った場合は、**刑罰(罰金刑)の対象となる場合があります。**刑罰を受けた場合は、登録の取消し、又は、特定行為業務の停止処分の対象となります。

<正しい手続きの流れ(例)>



○認定特定行為業務認定書交付申請

喀痰吸引等研修を修了しただけでは、対象者(利用者)への特定行為は実施できません。研修修了後には、必ず宮城県へ認定特定行為従事者認定証の申請手続きが必要になります。**県から認定を受ける前に特定行為は実施できませんので注意してください。**

また、事業者は介護職員等が認定特定行為業務従事者であるか(県の認定を受けているか)を確認してから特定行為実施の指示をするようにしてください。

無資格者に特定行為を行わせた場合、当該事業者は登録特定行為事業者の取消し、又は、特定行為業務の停止の処分の対象となる場合があります。

○登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書

登録した事業者及び事業所の情報に変更が生じた場合には、手続きが必要です。

登録内容に変更(法人の代表者の変更、事業所の名称・所在地の変更、職員又は利用者の増減等)が生じた場合及び登録を辞退する場合にも手続きが必要となります。

※今回ご紹介したのは必要な手続きの一部です。その他の手続きや様式のダウンロードについては、「宮城県 たんの吸引」と検索し、県のウェブページで御確認ください。



【問い合わせ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号(宮城県庁)

宮城県保健福祉部 精神保健推進室 発達障害・療育支援班

電話 022-211-2543 (平日 午前8時30分から午後5時15分まで)